

「現場代理人及び技術者に関する留意事項」の改正について

館山市総務部管財契約課

電話 0470-22-3296

「現場代理人及び技術者に関する留意事項」は、建設業法、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」、「監理技術者制度の運用等について」、建設工事請負契約約款及び「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、館山市発注工事における現場代理人及び技術者に関する留意事項についてまとめたものです。

改正のポイント

- ・令和2年10月1日施行の建設業法に対応し、特例監理技術者・監理技術者補佐を組み込みました。
- ・特例監理技術者の配置要件を規定しました。
- ・項目ごとに根拠となる規定を記載しました。
- ・「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」の改正内容を反映しました。

特例監理技術者の配置要件

館山市発注工事においては、当面の間、次の要件を全て満たす場合、特例監理技術者の配置を認めるものとします。

兼務する工事が維持工事同士でないこと。

ここでいう「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（例：24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）等をいいます。

監理技術者補佐を専任で配置すること。

監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

特例監理技術者が兼務できる工事数は、2件までであること。

特例監理技術者が兼務できる工事は、市発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、千葉県内とする。

特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。